

産業廃棄物とは

「産業廃棄物」とは、工業、建設業、製造業、サービス業など全ての事業活動に伴って生じた廃棄物のうち表 1 に掲げる 20 種類のもの、並びに輸入された廃棄物のうち航行廃棄物^{※1}及び携帯廃棄物^{※2}を除いたものです。これら以外のものは一般廃棄物です。また、土地造成に伴って排出される土砂や、港湾、河川の浚渫土砂は廃棄物ではありません。

※1 「航行廃棄物」（政令第 2 条の 2）

船舶及び航空機の航行に伴い生ずる廃棄物のうち、船舶内にある船員その他の者及び航空機内にある航空機乗組員その他の者の日常生活に伴って生じたごみ、し尿その他の廃棄物をいいます。

※2 「携帯廃棄物」（政令第 2 条の 3）

本邦に入国する者が携帯する廃棄物のうち、入国する者の外国における日常生活に伴って生じたごみその他の廃棄物であって、当該入国者が携帯するものをいいます。

表 1 産業廃棄物の種類（政令第 2 条）

種 類	具 体 的 な 例
(1) 燃 え 殻	石炭がら、コークス灰、重油灰、廃活性炭（不純物が混在すること等により泥状のものは汚泥）、灰かす、重油燃焼灰 など 産業廃棄物の焼却残灰、炉清掃排出物
(2) 汚 泥	工場廃水等処理汚泥、各種製造業の製造工程で生じる泥状物、ベントナイト汚泥等の建設汚泥*、生コン残さ、下水道汚泥（下水管渠内で発生する泥状物を含む）、浄水場汚泥、側溝汚泥、廃活性炭（不純物を含む泥状のもの） など 注）油分を概ね 5 % 以上含むものは廃油との混合物（油泥）
(3) 廃 油	鉱物性油、動植物性油脂、潤滑油、洗浄用油、切削油、溶剤（シンナー、アルコール類）、タールピッチ類、固形石けん など
(4) 廃 酸	廃硫酸、廃塩酸、廃硝酸、廃クロム酸、廃有機酸、写真定着廃液、酸洗浄工程から生ずる廃液など、全ての酸性廃液
(5) 廃アルカリ	廃ソーダ液、石灰廃液、廃灰汁、写真現像廃液、アルカリ洗浄工程から生ずる廃液、廃クーラント（エンジン冷却水）など、全てのアルカリ性廃液
(6) 廃プラスチック類	合成樹脂くず、合成繊維くず、合成ゴムくずなど、固形状及び液状のすべての合成高分子系化合物。廃ポリ容器類、電線の被覆くず、廃タイヤ（合成ゴム）、廃イオン交換樹脂、廃塗料（固形）、農業用ビニール、漁網（合成樹脂） など
※ (7) 紙 く ず	建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る）、パルプ、紙又は紙加工品の製造業、新聞業（新聞巻取紙を使用して印刷発行を行うものに限る）、出版業（印刷出版を行うものに限る）、製本業及び印刷物加工業に係るもの ポリ塩化ビフェニルが塗布され又は染み込んだもの（全業種）
※ (8) 木 く ず	建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る（建設工事に伴い発生する抜根、伐採材を含む））、木材又は木製品製造業（家具製造業を含む）パルプ製造業、輸入木材卸売業、物品賃貸業に係るもの及び貨物流通のために使用したパレットに係るもの（パレットへの貨物の積み付けのために使用した梱包用の木材を含む）（全業種） ポリ塩化ビフェニルが染み込んだもの（全業種）

※ (9)	繊維くず	建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。）、繊維工業（衣服その他の繊維製品製造業を除く。）に係るもの（合成繊維は(6)廃プラスチック類） ポリ塩化ビフェニルが染み込んだもの（全業種）
※ (10)	動植物性残さ （動植物性の 固形状 不要物）	食料品製造業、飲料製造業、飼料製造業、医薬品製造業及び香料製造業において原料として使用した動物又は植物に係る固形状の不要物 — 醸造かす、発酵かす、ぬか、ふすま、パンくず、おから、コーヒーかす、ハムくず、その他の製造くず、原料かす など 注）卸小売業、飲食店等から排出される動植物性の固形状不要物（食べ残し等）及び厨芥類は事業系一般廃棄物となる。
※ (11)	動物系 固形不要物	と畜場において屠殺し、又は解体した獣畜及び食鳥処理場において食鳥処理した食鳥に係る固形状の不要物
(12)	ゴムくず	天然ゴムくず 注）廃タイヤ等合成ゴムくずは(6)廃プラスチック類
(13)	金属くず	切削くず、研磨くず、空缶、スクラップ など
(14)	ガラスくず・ コンクリートくず 及び陶磁器くず	ガラスくず、耐火レンガくず、陶磁器くず、石膏ボード、セメント製造くず、墓石、石材製造業から排出される石片、インターロッキングブロックくず、ガラス温度計、蛍光灯（金属くずとの混合物）、血圧計（金属くず、廃プラスチック類との混合物） など
(15)	鉱さい	高炉、転炉、電気炉等のスラグ、キューボラ溶鉱炉のノロ、鋳物廃砂、不良鉱石、粉炭かす、鉄鋼スラグ製品が不要となったもの、サンドブラスト廃砂 など
(16)	がれき類	工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物 — アスファルト・コンクリート破片、レンガの破片 など
※ (17)	動物のふん尿	畜産農業に係るもの（畜産廃水を含む） 動物の種類は牛、馬、豚、めん羊、山羊、にわとり、あひる、がちょう、うずら、七面鳥、うさぎ及び毛皮獣
※ (18)	動物の死体	畜産農業に係るもの（動物の種類は(17)に同じ）
(19)	ばいじん (ダスト類)	大気汚染防止法に規定するばい煙発生施設、ダイオキシン類対策特別措置法に規定する特定施設又は産業廃棄物の焼却施設において発生するばいじんであって、集じん施設（乾式、湿式）によって集められたもの
(20)	13号廃棄物 （処分するために 処理したもの）	(1)～(19)に掲げる産業廃棄物又は輸入された廃棄物のうち航行廃棄物及び携帯廃棄物を除いたものを処分するために処理したものであって、これらの産業廃棄物に該当しないもの（政令第2条第13号で規定されたもの） — コンクリート固型化物など

※は、具体例の欄の業種の事業所から排出されるものに限定される。（業種は日本標準産業分類による。）

*標準仕様ダンプトラックに山積みができず、また、コーン指数が概ね 200kN/m² 以下又は一軸圧縮強度が概ね 50kN/m² 以下のもの。具体的には場所打杭工法・泥水シールド工法等で生ずる廃泥水等。粒子が直径 74μm を超える粒子を概ね 95% 以上含む掘削物にあっては、容易に水分を除去できるため、ずり分離等を行って泥状の状態ではなく流動性を呈さなくなったものであって、かつ、生活環境の保全上支障のないものは土砂として扱うことができる。（「建設廃棄物処理指針（平成 22 年度版）」より。）

〔備考〕 上表の他、工作物(建築物を含む)の新築、改築又は除去に伴って生じた廃石綿等以外の産業廃棄物であって、石綿をその重量の 0.1% を超えて含有するものが「石綿含有産業廃棄物」として定義され、独自の処理基準等が定められています。具体的には「廃プラスチック類」「ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず」「がれき類」「汚泥」で石綿が含有しているものが「石綿含有産業廃棄物」に該当します。

また、水銀を 15mg/kg を超えて含有する「燃え殻」「鉱さい」「ばいじん」「汚泥」、15mg/L を超えて含有する「廃酸」「廃アルカリ」を「水銀含有ばいじん等」、水銀若しくはその化合物が一定以上使用されている製品が産業廃棄物となったものが「水銀使用製品産業廃棄物」として定義され、独自の処理基準等が定められています。

特別管理産業廃棄物とは

「特別管理産業廃棄物」とは、産業廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性など人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有する表 2 に掲げるものです。

特別管理産業廃棄物については、普通の産業廃棄物と異なる取扱いをする必要があります。

表 2 特別管理産業廃棄物の種類（政令第 2 条の 4）

種 類	内 容
(1) 廃 油	揮発油類、灯油類、軽油類（引火点 70℃未満の燃焼しやすいもの）
(2) 廃 酸	著しい腐食性を有するもの（pH2.0 以下のもの）
(3) 廃アルカリ	著しい腐食性を有するもの（pH12.5 以上のもの）
(4) 感 染 性 産業廃棄物	医療関係機関等（病院、診療所、衛生検査所、介護老人保健施設、助産所、動物の診療施設及び試験研究機関（医学、歯学、薬学、獣医学に係るものに限る）をいう）から医療行為、研究活動等に伴い生じた産業廃棄物のうち、排出後に人に感染症を生じさせるおそれのある病原体が含まれ、若しくは付着し、又はそのおそれのあるもの
(5) 特定有害産業廃棄物	
廃 ポ リ 塩 化 ビ フ ェ ニ ル 等	廃ポリ塩化ビフェニル及びポリ塩化ビフェニルを含む廃油
ポ リ 塩 化 ビ フ ェ ニ ル 汚 染 物	・ポリ塩化ビフェニルが染み込んだ汚泥 ・ポリ塩化ビフェニルが塗布され、又は染み込んだ紙くず ・ポリ塩化ビフェニルが染み込んだ木くず及び繊維くず ・ポリ塩化ビフェニルが付着又は封入された廃プラスチック類、金属くず ・ポリ塩化ビフェニルが付着した陶磁器くず及びがれき類
ポ リ 塩 化 ビフェニル処理物	廃ポリ塩化ビフェニル等又はポリ塩化ビフェニル汚染物を処分するために処理したもの（環境省令で定める基準に適合しないものに限る）
廃 水 銀 等 及びその処理物	水銀の回収施設、水銀使用製品製造施設、灯台回転装置設置施設、水銀媒体の測定機器を有する施設、試験研究機関、各種学校及び職業訓練施設、保健所、検疫所、防疫所、検査業に属する施設等から生じた廃水銀及び廃水銀化合物、水銀若しくはその化合物が含まれている産業廃棄物又は水銀使用製品が産業廃棄物となったものから回収した廃水銀、廃水銀等を処分するために処理したもの（水銀の精製設備を用いて行われる精製に伴って生じた残さに適合しないものに限る）
指定下水道汚泥 及びその処理物	下水道法施行令第 13 条の 4 の規定により指定された汚泥及びその処理物であって、表 3（次頁）に定める基準に適合しないレベルの有害物質を含むもの
鉍 さ い 及 び そ の 処 理 物	表 3（次頁）に定める基準に適合しないレベルの有害物質を含むもの
廃 石 綿 等	・建築物その他の工作物から除去した、飛散性の吹き付け石綿、石綿含有保温材料及びその除去工事に用いられ、廃棄されたプラスチックシートなど ・大気汚染防止法の特定粉じん発生施設において生じたものであって、集じん装置で集められた飛散性の石綿など
表 3 に掲げる 産業廃棄物及 びそれらの処 理物	産業廃棄物の種類ごとに政令別表第 3 に掲げる施設又はその施設を設置する事業場から生じる産業廃棄物で、表 3（次頁）に定める基準に適合しないレベルの有害物質を含むもの

表 3 特定有害産業廃棄物に関する基準

種 類 有害物質	燃え殻・鉱さい・ ばいじん・これら の処理物※ ¹ (溶出 mg／ℓ ²)	汚 泥 及 び そ の 処 理 物※ ¹ (溶出 mg／ℓ ²)	廃酸・廃アルカリ (含有 mg／ℓ ²)	廃 油	ポリ塩化ビフェニル 汚染物・処理物
アルキル水銀化合物	検出されないこと	検出されないこと	検出されないこと	廃溶剤であって・ ・トリクロロエチレン ・テトラクロロエチレン ・ジクロロメタン ・四 塩 化 炭 素 ・1・2－ジクロロエタン ・1・1－ジクロロエチレン ・シス－1・2－ジクロロエチレン ・1・1・1－トリクロロエタン ・1・1・2－トリクロロエタン ・1・3－ジクロロプロペン ・ベンゼン ・1・4－ジオキサン を含むもの	①廃油：0.5mg/kg ②廃酸・廃アルカリ： 0.03mg／ℓ ² ③廃プラスチック 類・金属くず 付着又は封入し ていないもの ^{注)} ④陶磁器くず 付着していない もの ^{注)} ⑤その他 0.003mg／ℓ ² (検液として) 注) 洗浄液：0.5mg/kg 拭き取り物： 0.1μg/100cm ² 切り取り物： 0.01mg/kg (値以下であるもの は・付着・封入して いないと判定)
水銀又はその化合物	0.005	0.005	0.05		
カドミウム又はその化合物	0.09	0.09	0.3		
鉛又はその化合物	0.3	0.3	1		
有 機 燐 化 合 物	—	1	1		
六価クロム化合物	1.5	1.5	5		
砒素又はその化合物	0.3	0.3	1		
シ ア ン 化 合 物	—	1	1		
ポリ塩化ビフェニル	—	0.003	0.03		
トリクロロエチレン	—	0.1	1		
テトラクロロエチレン	—	0.1	1		
ジクロロメタン	—	0.2	2		
四 塩 化 炭 素	—	0.02	0.2	ダイオキシン類	
1・2－ジクロロエタン	—	0.04	0.4	① ばいじん ② 燃え殻 ③ 汚泥 ④ ①～③の処理物	} 3ng-TEQ/g
1・1－ジクロロエチレン	—	1	10		
シス－1・2－ジクロロエチレン	—	0.4	4		
1・1・1－トリクロロエタン	—	3	30		
1・1・2－トリクロロエタン	—	0.06	0.6	⑤ 廃酸・廃アルカリ 及びこれらの処理物	0.1ng-TEQ/ℓ
1・3－ジクロロプロペン	—	0.02	0.2		
チ ウ ラ ム	—	0.06	0.6		
シ マ ジ ン	—	0.03	0.3		
チオベンカルブ	—	0.2	2		
ペ ン ゼ ン	—	0.1	1		
セレン又はその化合物	0.3	0.3	1		
1・4－ジオキサン	0.5※ ²	0.5	5		

〔備考〕「金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令」（昭和48年2月17日 総理府令第5号）等に基づく。

※1 処理物が廃酸・廃アルカリである場合は・廃酸・廃アルカリの基準を適用する。

※2 ばいじん及びばいじん処理物のみに適用する。